

## 提出された意見等及びそれに対する市の考え方

案件名：都城市新型インフルエンザ等対策行動計画【改訂版】(案)

募集期間：令和7年12月3日～令和8年1月8日

意見等提出件数：6件(提出者数3名)

項目	意見等の内容	件数	市の考え方
全体	<p>計画における「新型インフルエンザ等」という表現を「新興感染症」に変更することを提案します。</p> <p>近年の世界的な感染症の経験(特に新型コロナウイルス感染症)から、パンデミックを引き起こすのは新型インフルエンザウイルスに限定されないことが明らかになりました。「新興感染症」と表現することで、インフルエンザに留まらず、未知のウイルスや病原体による感染症全てを対象として明確に位置づけることができ、計画の包括性と汎用性が高まると思います。インフルエンザ対策に特化した印象を避け、パンデミック全般への備えを市民にわかりやすく示す上で、「新興感染症」という表現が現在の社会情勢とより整合性が高いと考えられます。</p> <p>ご検討宜しくお願い致します。</p>	1件	<p>本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法で定義される「新型インフルエンザ等」を対象としています。これには、新型インフルエンザだけでなく、新型コロナウイルス感染症等、指定感染症、新感染症が含まれており、新型インフルエンザに限定されない幅広い感染症を対象としております。</p> <p>また、国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画(令和6年7月改定)」及び県の「宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画(令和7年3月改定)」との整合性を保つ必要があります。これらの上位計画との名称統一により、国県と連携する対策が円滑に行われることとなります。</p> <p>なお、「1改定の目的」(P1)に明記しているとおり、今回の改定は「新型コロナへの対応で明らかとなった課題や経験を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる地域社会を目指す」もので、御指摘の趣旨を反映した内容としております。</p> <p>以上の理由から、計画名称は現行のとおりといたします。</p>

<p>第4章 ワクチン (P45～50)</p>	<p>まず第一に実施して頂きたい事項 1) インフルエンザワクチン接種対象者を(幼児、小学生、中学生、高校生)に対し、市補助金の交付、「自由接種の為、現在不可」との事であるが市財政の見通しにて、実行出来ると考える。＜目立つ事に多額の出費があると思う＞</p>	<p>1件</p>	<p>1) 季節性インフルエンザワクチンの接種費用につきましては、現在、高齢者(65歳以上)を対象とした定期接種へ助成を実施しております。 幼児から高校生までの接種費用助成については、ワクチンの有効性や安全性、費用対効果、他の予防接種事業との優先順位等を総合的に検討する必要があります。現在のところ実施の予定はありません。 なお、本計画は、新型インフルエンザ等の発生時における危機管理対策を定めるものであり、季節性インフルエンザワクチンに対する接種費用助成の記載はいたしません。</p>
<p>第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保 (P55～59)</p>	<p>2) 要避難者に対する、市対応が遅れている事 民生委員に頼り過ぎではないか。全国の中にはより進んだ対応をしている所がある。市としてもっと検索、参考をして早急な方法を模索する事が重要ではないか。</p>	<p>1件</p>	<p>2) 御意見の要避難者とは、本計画に記載の「高齢者、障がい者等の要配慮者」を指すものと理解いたします。 要配慮者等への対応として、第7章の第1節 1-4 (P55) 及び第3節 3-1-2 (P58) に「生活支援を要する者への支援等」の取組を記載しております。 要配慮者の把握など、民生委員や自治公民館等の地域関係者の方の御協力なくして取組を進めることは難しいと考えておりますが、国のガイドライン等を参考にしながら、効率的な取組の実施に努めてまいります。</p>

<p>第4章 ワクチン (P45～50)</p>	<p>①以前のコロナに於いても発生当初からしたら、ワクチン接種も回数を増すごと発熱や免疫力低下などが言われ接種する人が段々と少なくなってきたり危機感が薄らいで来た。この件に於いて予防の観点から接種へ、人を動かせる、人を向かわせる広報はないものか。</p>	<p>1件</p>	<p>①第4章第1節の1-4-1 (P47) に、準備期(平時)からの取組として、ワクチンの役割や有効性、安全性等について、情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図ることを記載しています。 予防接種の重要性について、市民の皆様に御理解いただくことは極めて重要であると認識しております。予防接種の重要性について、正しく御理解いただけるよう市ホームページ、SNS、広報紙等の多様な媒体を活用したわかりやすい広報を目指してまいります。</p>
<p>全体</p>	<p>②患者の数値の発表も市町村単位の報告を増やして頂ければと思います。</p>	<p>1件</p>	<p>②本市は保健所設置市町村ではないため、感染症法に基づく患者発生状況の公表は県(保健所)の所管となります。本市としましては、県から提供される情報をもとに、市民の皆様に必要な情報を適切にお伝えしてまいります。</p>
<p>第1章第3節 1 有事のシナリオの考え方 (P8)</p>	<p>③複数の感染の波が生じることも想定しとありますが、他の気象災害が重なるかしのれない。ここまで考える必要はないのでしょうか。対応出来るのでしょうか。</p>	<p>1件</p>	<p>③第1章第4節の7 (P13～14) に感染症危機下の災害対応について、記載しています。 具体的な対応につきましては、市地域防災計画等の関連計画と整合性を図りながら、今後、準備を進めてまいります。</p>